

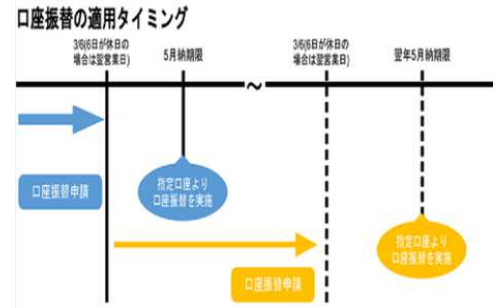
No	質問分類	質問	回答
1	自動車税全般	自動車税とは何か	自動車税は、地方税法にもとづき、毎年4月1日午前0時現在、運輸支局に登録されている自動車の所有者にかかる税金です。 納めていただいた税金は道路、公園などの社会資本整備や教育、警察などさまざまな公共サービスの提供のために使用されています。 県税の使いみちた静岡県の収収について詳しくは、県税のしおり https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/koho/1050472/1011866.htmlをご覧ください。 ※ ローンで購入した場合等、売主が所有権を留保している自動車については使用者に課税されます。 ※ 軽自動車や自動二輪車は市町村税になりますので、自動車検査証（車検証）等に記載された使用の本拠の位置となる市町の税務担当課へお問い合わせください。
2	自動車税全般	自動車税の納付期限はいつか	納付期限は、通常、毎年5月末日です（最終日が休日の場合は、休日の翌日になります）。納税通知書が5月に送付されるので、それに従って納付期限内に納めてください。納付期限を過ぎても納められない場合、延滞金が発生しますので、ご注意ください。
3	自動車税全般	自動車税のグリーン化とは何か	電気自動車等の特に環境負荷の小さい自動車に対しては、新車新規登録の翌年度のみ、自動車税の税率が軽減される制度です（軽減税率の適用）。 また、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対しては税率が重くなります（重課税率の適用）。 自動車税のグリーン化 https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011892.html
4	自動車税全般	自動車の所有者/使用者や登録住所を確認したい	自動車に備え付けてある自動車検査証（車検証）をご確認ください。 なお、A 6 サイズの電子車検証タイプの場合は、自動車検査証（車検証）本体に所有者/使用者及び登録住所の記載はありません。 国土交通省が提供する「車検証閲覧アプリ」をインストールし、電子車検証の I C タグを読み取ることで、電子車検証の情報を確認できます。 電子車検証での自動車検査証情報の確認方法について https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011838.html#group2 電子車検証特設サイト（外部サイト） https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/
5	納税通知書未到達	納税通知書が届いていないが、どうすればよいか	転居等により納税通知書が発送した財務事務所に戻っている可能性が高いと思われるので、登録番号（ナンバー）を控えた上で、前住所を所管する財務事務所 https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6 へお問い合わせください。 また、5月初旬は郵便事情により時間がかかる場合がありますので、5月11日までお待ちいただき、それでも届かない場合は、登録番号（ナンバー）を控えた上で、所管の財務事務所へお問い合わせください。 なお、軽自動車（自動二輪車含む）や他県ナンバーの自動車は静岡県の所管ではありません。それぞれ軽自動車については自動車検査証（車検証）等に記載された使用の本拠の位置となる市町の税務担当課へ、他県ナンバーの自動車については自動車検査証（車検証）等に記載された使用の本拠の位置となる都道府県の税務担当課へお問い合わせください。
6	納税通知書未到達	納税通知書が届いていないが、どうすればよいか（軽自動車・自動二輪車の場合）	軽自動車税（軽自動車・自動二輪車）は市町村税となります。 自動車検査証（車検証）等に記載された使用の本拠の位置となる市町の税務担当課へお問い合わせください。
7	納税通知書未到達	納税義務者が死亡した自動車について、納税通知が届いていないが、どうすればよいか	自動車検査証（車検証）の記載内容が分かる状態で、所管の財務事務所 https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6 へお問い合わせください。

8	納税通知書未到達	前の住人の納税通知書が届いた場合はどうすればよいか	通知は開封せず、「宛名の人はこの住所にはいない」旨を記載して、最寄りの郵便ポストに投函していただければ、所管の財務事務所に返送されます。お手数をおかけしますが、返送へのご協力をお願いいたします。
9	納税通知書未到達	納税通知書の送付先を変更したい	納税通知書の送付先は原則として自動車検査証（車検証）に記載のある住所です。住所が変わった場合、自動車検査証（車検証）に記載の住所を転居後15日以内に変更することが法律で義務づけられています（住民票の異動だけでは変更されません）。運輸支局にて自動車検査証（車検証）の住所変更の手続き https://www.iidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/iidousha/kensatoroku/change/index.html）を行ってください。 自動車検査証（車検証）の住所変更ができない事情がある場合は、納税通知書に同封の住所等変更届の提出、又はふじのくに電子申請サービス（https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/profile/userLogin_initDisplay?nextURL=CqTLFdQ4yoYw47SSOuNvt7dRrdLP0zYtUJNsUzZVMsWSDRUI3FhflTkADnObOkI5gCKYSkp19o5%0D%0ARp8zlhNVF3PbOkwJEb6V%2FoWtYJ5DoPlv6XgzdFQv1FWYeSHM5oaArHVQ9jGQks%3D%0D%0A）による申請のいずれかにより納税通知書の送付先のみ変更することも可能です。
10	売却・廃車	売却・廃車した自動車の納税通知書が届いた場合はどうすればよいか	自動車税は4月1日午前0時現在で運輸支局に登録されている自動車の所有者に課税されます。3月31日以前に、売却・廃車を依頼をされている場合は、事務手続きがお済みでない可能性がございますので、ご自身で依頼先に確認してください（財務事務所側で確認をすることはありません）。自動車税Q & A https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011844.html
11	売却・廃車	自動車は解体しているが、所有権留保等（ローンで購入された車等）で、廃車（抹消登録：ナンバープレートを運輸支局へ返納する行為）の手続きを行うことができない	自動車検査証（車検証）の記載内容が分かる状態で、所管の財務事務所 https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6 ）へお問い合わせください。
12	売却・廃車	自動車が盗難されてしまったが、自動車税を支払う必要はあるか	自動車が盗難にあった場合は、警察署に盗難届を提出した上で、運輸支局にて廃車（抹消登録：ナンバープレートを運輸支局へ返納する行為）の手続きを行ってください。この手続きにより、税額は抹消月までの分に減額されます。 なお、やむを得ない理由により、廃車（抹消登録：ナンバープレートを運輸支局へ返納する行為）の手続きができない又は遅れた場合は、申立てを行うことで減額できる可能性がありますので、自動車検査証（車検証）の記載内容が分かる状態で、所管の財務事務所 https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6）へお問い合わせください。 ※ 抹消（廃車）登録の手続きについては、国土交通省ホームページ（https://www.iidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/iidousha/kensatoroku/scrapp/index.html）をご確認ください。
13	売却・廃車	自動車が被災して使用できなくなったが、自動車税を支払う必要はあるか	災害など故意や過失ではない事象で自動車が使用できなくなった場合は、運輸支局にて抹消（廃車）登録を行ってください。この手続きにより、税額は抹消月までの分に減額されます。なお、被災した自動車を解体した場合は、自動車が使用できなくなったときから抹消（廃車）登録までの期間に相当する分の自動車税は、申立てにより減額できる可能性があります。自動車検査証（車検証）の記載内容が分かる状態で、所管の財務事務所へお問い合わせください。 詳しくはこちら（https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/saigai/1011925.html）をご覧ください。

14	売却・廃車	所有していない自動車の納税通知書が届いた場合はどうすればよいか	自動車税の納税通知書は、毎年4月1日午前0時現在運輸支局に登録されている自動車の所有者（※）に送付されます。 自動車の所有者／使用者の登録状況については、自動車検査証（車検証）をご確認ください。 確認の方法についてはこちら https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011838.html）をご覧ください。 ※ ローンで購入した場合等、売主が所有権を留保している自動車については使用者に課税されます。 ※ ご家族の方が使用されている自動車は所有者に課税されます。 関連する質問：「売却・廃車した自動車の納税通知書が届いた場合はどうすればよいか」
15	還付	自動車税の還付について知りたい	4月1日から2月末までに自動車の廃車（抹消登録：ナンバープレートを運輸支局へ返納する行為）の手続きをした場合は、納税義務者の方に抹消登録の翌月から3月までの分に相当する税額が月割で還付されます（例えば5月中に廃車した場合には、6月から翌年3月までの10か月分が減額（還付）されます）。 ただし、還付金を受け取る方に納付期限を過ぎている未納の県税がある場合は、地方税法の規定により、その未納分に充当されます。 なお、名義変更（移転登録）の場合は還付金は発生いたしません。 詳しくはこちら https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group3）をご覧ください。
16	還付	自動車を廃車したが、還付金を受領するまでの流れや時期を知りたい	還付金が発生した場合、納税義務者の方に還付金に関する通知書を送付しますので、別途還付に係る申請等を行う必要はございません。還付金に関する通知書は、廃車（抹消登録：ナンバープレートを運輸支局へ返納する行為）等の事実が発生した翌月末頃に発送されます。 還付金の受領について、口座登録済の方は口座に振り込まれます。それ以外の方は、県が指定する金融機関にその通知にある「送金通知書」を提出していただくことで、還付金を受領できます。 ※ 還付金を受け取る方に、納付期限を過ぎている未納の県税がある場合は、地方税法の規定により、その未納分に充当されます。 ※ 「還付請求権譲渡通知書」を提出している場合は、譲渡先に還付されます。
17	還付	還付金に関する通知書が届いたが、どうすればよいか	還付金に関する通知書に記載されている金融機関（一部キャッシュレス店舗を除く）の窓口にて、その通知の右側の「送金通知書」と引換えに還付金を受け取ってください。本人確認のため、受け取る方の本人確認書類（運転免許証等）をご持参ください。口座振替納税者の方（送金通知書が「* * *」となっている方）は、口座への入金をご確認ください。還付金を受け取る方に、納付期限を過ぎている未納の県税がある場合は、地方税法の規定により、その未納分に充当されます。充当の結果還付金が発生しない場合もありますので、詳しくはお手元の還付金に関する通知書をご確認ください。 詳しくはこちら（https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/nofu/1011879.html）をご覧ください。 関連する質問：「還付金に関する通知書が届いたが、納税義務者が亡くなっている場合、どうすれば受け取りができるか」
18	還付	還付金を銀行で受け取る際に、本人以外が受け取りに行くことは可能か	受取可能です。ご本人以外の方が代理人として受け取る場合は、還付金に関する通知書裏面の「委任状」に委任を受けた方の氏名、委任年月日並びに通知を受け取ったご本人の住所及び氏名の記載（氏名を自署しない場合は押印要）と、委任を受けた方の身分確認書類の提示が必要となります。
19	還付	法人であるが、銀行にて代表者以外が還付金を受け取ることは可能か	受取可能です。還付金に関する通知書裏面の「委任状」に委任を受けた方の氏名、委任年月日並びに通知を受け取った法人の所在地、名称及び代表者氏名の記載（代表者氏名を自署しない場合は印鑑登録がされた法人の代表者印の押印要）と、委任を受けた方の身分確認書類の提示が必要となります。

20	還付	還付金に関する通知書を紛失してしまったが、どうすればよいか	還付金を受け取るには再発行の手続きが必要ですので、<u>所管の財務事務所</u>にご連絡ください。送金通知書の再発行に必要な「還付番号」をお伝えしますので、金融機関(※)の窓口に行き「送金通知書再発行申請書」について案内を受けてください。金融機関の窓口では本人確認をいたしますので、身分確認書類をご持参ください。 ※ 富士川以东にお住まいの方はスルガ銀行、静岡市清水区及び富士市の旧富士川町にお住まいの方は清水銀行、それ以外の県内地域にお住まいの方は静岡銀行となります。
21	還付	1年以上前の還付金に関する通知書が出てきたが、還付金は受け取れるか	所管の財務事務所 (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6)にご連絡ください。通知年月日（通知の右上に記載された年月日）から1年以上経過しますと、金融機関窓口で還付金を受け取ることはできませんが、再請求の手続きにより受け取ることができます。ただし、通知年月日から5年を過ぎますと、受け取ることができなくなります。
22	還付	還付金に関する通知書が届いたが、納税義務者が亡くなっている場合、どうすれば受け取りができるか	還付金に関する通知書に記載されている方が亡くなっている場合は、「県税過誤納金等の還付請求権の相続に関する申立書」を財務事務所 (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6)に提出していただくことで、相続人（相続人が複数の場合はその代表者）に還付します。 書類様式については、こちら (https://www.pref.shizuoka.jp/1066349/1071571/1067805/1072959/1073507.html)をご覧ください。
23	還付	還付金を納税義務者以外の人が譲り受けることは可能か	可能です。還付請求権を譲渡したことを証する書面（例：過誤納金の還付請求権譲渡通知書）を、所管の財務事務所 (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6)に提出いただければ、譲受人へ還付金が交付されます。ただし、譲渡人に、納付期限を過ぎている未納の県税がある場合は、地方税法の規定により、先にその未納分に充当されます。 還付請求権を譲渡したことを証する書面は、廃車（抹消登録：ナンバープレートを運輸支局へ返納する行為）した月の翌月(※)10日（10日が土日祝日の場合は、その直前の平日）までに、必要書類を添付の上、所管の財務事務所に提出（必着）してください。 ※ 抹消（廃車）登録が4月の場合のみ6月となります。 この手続きにより、還付金に関する通知書は譲受人に送付され、還付金は譲受人の指定した口座に振り込まれます（金融機関(※)窓口で受け取ることもできます）。 書類様式及び詳細については、こちら (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group3)をご覧ください。
24	税額照会・納税確認	自動車税の税額を確認したい	自動車税は、自動車の種類、用途・排気量・初度登録年月などによって税額（4月～翌年3月）が定められています。 詳しくはこちら (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group1)をご覧ください。 ※ 年途中で廃車（抹消登録：ナンバープレートを運輸支局へ返納する行為）した場合は4月から抹消登録した月までの月割の税額となり、新規登録をした場合は新規登録をした月の翌月から3月までの月割の税額となります。 ※ 自動車税のグリーン化によって標準税額とは異なる場合があります。 関連する質問：「自動車税のグリーン化とは何か」

25	税額照会・納税確認	自動車税の税額が高くなった	“自動車税のグリーン化”により税額が変わったことが考えられます。 詳しくはこちらをご覧ください。 自動車税のグリーン化 (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011892.html) 関連する質問：「自動車税のグリーン化とは何か」</html>
26	税額照会・納税確認	自動車税が納付されているか確認したい	WEBページにて確認が可能です。 自動車検査証（車検証）の記載内容（登録番号（ナンバー）及び車台番号）が分かる状態で、こちらのページからご確認ください。 自動車税納税確認システム（FUJNKS） (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1073032.html) 軽自動車・二輪車については、自動車検査証（車検証）等に記載された使用の本拠の位置となる市町の税務担当課へお問い合わせください。
27	税額照会・納税確認	自動車税納税確認システム（FUJNKS）で納税確認したが、「住所地等を管轄する財務事務所へお問合せください」となっている	納税がされていないか、納税はされていても、データが反映されていない場合などがありますので、自動車検査証（車検証）の記載内容（登録番号（ナンバー）及び車台番号）が分かる状態で、所管の財務事務所 (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6) へお問い合わせください。
28	納付方法	自動車税の納付方法はどのようなものがあるか	自動車税の納付方法には、金融機関やコンビニエンスストアでの現金納付、インターネットバンキングを利用した振込、クレジットカード決済や口座振替などがあります。 また、スマートフォン決済アプリを利用した納付も可能です。 詳しくはこちら (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/nofu/1011870.html) をご覧ください。
29	納付方法	スマートフォン決済アプリで納付する方法を知りたい	いくつかのスマートフォン決済アプリがご利用いただけます。 支払手順は、各スマートフォン決済アプリによって異なりますので、ご使用のスマートフォン決済アプリからご確認ください。 ※ 使用可能なスマートフォン決済アプリについては地方税お支払サイト (https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=payment_application) をご確認ください。 ※ 支払完了後は、スマートフォン決済アプリの取引履歴等で、該当金額の取引が完了していることを必ずご確認ください。 なお、スマートフォン決済アプリでの納付は、領収書・納税証明書が発行されませんので、納付後すぐに継続検査・構造等変更検査（車検）を受けたい場合は、金融機関、コンビニエンスストア等の窓口で納付してください。 関連する質問：「口座振替・地方税お支払サイト・スマートフォン決済アプリ・ページで納付したが、納税証明書は発行されるか」

30	納付方法	クレジットカードで納付する方法を知りたい	パソコンやスマートフォンから地方税お支払サイト（https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser）でお支払いできます。スマートフォン等で納税通知書裏のQRコードを読み取る又は、上記リンクから手続きしてください。ご利用の際に決済手数料がかかります。 なお、クレジットカードでの納付は、領収書・納税証明書が発行されませんので、納付後すぐに継続検査・構造等変更検査（車検）を受けたい場合は、金融機関、コンビニエンスストア等の窓口で納付してください。 関連する質問：「口座振替・地方税お支払サイト・スマートフォン決済アプリ・ページで納付したが、納税証明書は発行されるか」
31	納付方法	ページで納付する方法を知りたい	「Pay-easyマーク」がついている全国のゆうちょ銀行、みずほ銀行等のATMから支払うことができます。またインターネットバンキング、モバイルバンキングでも可能です。詳しくはこちら（https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/nofu/1011849.html）をご覧ください。 なお、ページでの納付は、領収書・納税証明書が発行されませんので、納付後すぐに継続検査・構造等変更検査（車検）を受けたい場合は、金融機関、コンビニエンスストア等の窓口で納付してください。 関連する質問：「口座振替・地方税お支払サイト・スマートフォン決済アプリ・ページで納付したが、納税証明書は発行されるか」
32	口座振替	口座振替で納付する方法を知りたい	自動車税は口座振替による納付が可能です。 お申込みは公金を扱う金融機関窓口（https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030366.html）に備え付けの用紙で手続きを行うことができます。お申込みの際は、納税通知書など自動車の登録番号（ナンバー）が分かるもの、通帳、印鑑（振替先口座の銀行届出印）をご持参ください。 詳しくはこちら（https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/nofu/1011836.html）をご覧ください。 
33	口座振替	口座振替を一時停止したい	所管の財務事務所（https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6）へお問い合わせください。 自動車税の口座振替の一時停止は、5月15日（15日が休日の場合は翌営業日）までにご連絡ください。それを過ぎますと一時停止できなくなります。

34	口座振替	振替口座を解約したがいづればよい	口座を解約した場合は、併せて、金融機関へ『預貯金口座振替解約届（ゆうちょ銀行の場合は自動払込利用廃止届書）』を提出していただくか、所管の財務事務所 （https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6） へご連絡ください。 ※ 預貯金口座振替解約届（自動払込利用廃止届書）の用紙は金融機関の窓口で入手してください。
35	口座振替	自動車税の振替口座を変更したい	自動車税の振替口座を変更する場合は、3月6日（6日が休日の場合は翌営業日）までに口座振替をしたい口座のある金融機関窓口（https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030366.html）で「預金口座振替依頼書（ゆうちょ銀行の場合は自動払込利用申込書）」を提出してください。 ※ 旧口座についての変更届等は不要です。 ※ 預金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）の用紙は金融機関の窓口で入手してください。 関連する質問：「口座振替をしていた自動車の名義人が死亡した」 口座振替の適用タイミング
36	口座振替	口座振替をしていた自動車の名義人が死亡した	4月1日以降に亡くなられた方が納税義務者となっているものについては、相続人が納税義務を承継します。その年度の口座振替は中止しますので、自動車検査証（車検証）の記載内容が分かる状態で、所管の財務事務所 （https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6） へご連絡してください。 また、3月31日以前に亡くなられた場合は、その自動車を相続した人が納税義務者となります。いずれの場合も、自動車検査証（車検証）等に記載された使用の本拠の位置となる運輸支局で「移転（名義変更）」又は「廃車（抹消登録：ナンバープレートを運輸支局へ返納する行為）」の手続きを行ってください。 自動車を相続された場合で、以降の納付を口座振替で行うためには、自動車の名義変更後に改めて金融機関窓口で口座振替開始の手続きをしていただく必要があります。詳しくは、所管の財務事務所 （https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6） へお問い合わせください。
37	口座振替	自動車税の口座振替をやめたい	振替口座のある金融機関へ『預貯金口座振替解約届（ゆうちょ銀行の場合は自動払込利用廃止届書）』を提出してください。 ※ 預貯金口座振替解約届（自動払込利用廃止届書）の用紙は金融機関の窓口で入手してください。 口座振替を翌年度分からやめたい場合は、3月6日（6日が休日の場合は翌営業日）までに提出してください。その日を過ぎても、その年度のみ一時停止はできる場合があります。 3月6日（6日が休日の場合は翌営業日）以降に当該年度分の停止をご希望する場合は所管の財務事務所 （https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6） にご連絡ください。

38	口座振替	自動車税の口座振替開始の手続きをしたが、口座振替になっていない（一般の納税通知書が届いた）	自動車税の口座振替は前年度の3月6日（6日が休日の場合は翌営業日）までに金融機関窓口（https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030366.html）で申請しないと当年度の口座振替ができません。 また、以前口座振替を申請していても、自動車を買替えた場合は口座振替が継続されない場合があります。 申請状況の確認をいたしますので、所管の財務事務所（https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6）にご連絡ください。 ※ 軽自動車税については自動車検査証（車検証）等に記載された使用の本拠の位置となる市町の税務担当課にお問い合わせください。 なお、いずれの場合も本年度分は納税通知書で納付してください。 どちらにも当てはまらない場合も、所管の財務事務所にご連絡ください。 一部の自動車のみを口座振替にすることはできません。口座振替をお申し込みいただいた場合、納税義務者が同一の自動車全てに適用されます。
39	口座振替	複数台所有している自動車のうち1台のみ口座振替にすることはできるか	自動車検査証（車検証）の住所、氏名などに変更がなければ、通常自動的に口座振替が継続されますが、住所や氏名の表記が前の自動車と少しでも違うと、口座振替が継続されない場合があります。 口座振替が継続されなかった場合は、お手数料をおかけしますが、所管の財務事務所（https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6）へご連絡ください。
40	口座振替	自動車を買替えた場合は、再度口座振替を申し込む必要があるか	必要な証明書の種類をご確認いただいた上で、財務事務所窓口又は郵送で請求してください。 なお、自動車の継続検査・構造等変更検査（車検）においては、納税証明書の提示を省略することができます。証明書の種類及び詳しい請求方法については、こちら（https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/nouzei/1011801.html）をご覧ください。 ※ 自動車税の未納がある場合は、納税証明書は発行できません。現在の納税状況は、自動車税納税確認システム（FUJNKS）（https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1073032.html）で確認ができます。事前にご確認ください。 ※ 他県ナンバーの車や、軽自動車・二輪車（市町村税）の納税証明書は、財務事務所では発行できません。自動車検査証（車検証）等に記載された使用の本拠の位置となる都道府県又は市町の税務担当課へお問い合わせください。
41	納税証明	自動車税の納税証明書を発行してほしい	自動車税の未納がない場合、継続検査・構造等変更検査（車検）時の納税証明書の提示は原則省略することができます。 ただし、納付後すぐに継続検査・構造等変更検査（車検）を受ける場合は、納税証明書の提示が必要となります。 静岡県の場合、納付状況が県のシステムに反映されるまで概ね1週間程度かかります。 詳しくはこちら（https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/nouzei/1011862.html）をご確認ください。 現在の納税状況は自動車税納税確認システム（FUJNKS）（https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1073032.html）から確認できます。 システムで照会した結果、○が表示された場合は、納税証明書の提示を省略できます。 ×が表示された場合は、納税証明書の提示が必要な場合がありますので、所管の財務事務所（https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6）へお問い合わせください。
42	納税証明	車検（継続検査）を受ける時に納税証明書の提示は必要か	現在の納税状況は自動車税納税確認システム（FUJNKS）（https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1073032.html）から確認できます。 システムで照会した結果、○が表示された場合は、納税証明書の提示を省略できます。 ×が表示された場合は、納税証明書の提示が必要な場合がありますので、所管の財務事務所（https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6）へお問い合わせください。

43	納税証明	車検用（継続検査・構造等変更検査用）納税証明書を発行してほしい	自動車税の未納がない場合、継続検査・構造等変更検査（車検）時の納税証明書の提示は原則省略することができます。 継続検査（車検）時の納税証明書を省略できるようになりました https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/nouzei/1011862.html 現在の納税状況は、自動車税納税確認システム（FUJNKS） https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1073032.html で確認をすることができます。○が表示された場合、納税証明書の提示を省略できます。 納付後すぐに継続検査・構造等変更検査（車検）を受ける等の理由で納税証明書が必要となった場合は、財務事務所窓口又は郵送で請求してください。 交付手数料は無料です（郵送請求の場合は郵便料金がかかります）。 【財務事務所窓口で請求される場合】 詳しくはこちら https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/nouzei/1011801.html#group4 をご覧ください。 【郵送で請求される場合】 詳しくはこちら https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/nouzei/1011801.html#group5 をご覧ください。
44	納税証明	車検用（継続検査・構造等変更検査用）以外の自動車税納税証明書を発行してほしい	県税に係る一般納税証明書を発行することができます。 静岡県の財務事務所窓口又は郵送で請求してください。 交付手数料は1枚につき400円です。納税義務者本人以外の方が請求される場合は、委任状が必要となります。 請求の際に必要なものや請求先等について、詳しくは下記のページをご確認ください。 【財務事務所窓口で請求される場合】 詳しくはこちら https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/nouzei/1011801.html#group1 をご覧ください。 【郵送で請求される場合】 詳しくはこちら https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/nouzei/1011801.html#group2 をご覧ください。 ※ 自動車税の未納がある場合は、納税証明書は発行できません。現在の納税状況は、自動車税納税確認システム（FUJNKS） https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1073032.html で確認ができます。事前にご確認ください。
45	納税証明	自動車税の納税証明書を郵送で請求したい	請求に必要な書類と、切手を貼った返信用封筒を財務事務所へ送付してください。 証明書の種類によって、請求に必要な書類が異なります。 詳しくはこちら https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/nouzei/1011863.html をご覧ください。 ※ 自動車税の未納がある場合は、納税証明書は発行できません。現在の納税状況は、自動車税納税確認システム（FUJNKS） https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1073032.html で確認ができます。事前にご確認ください。

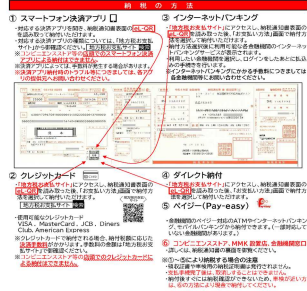
46	納税証明	他県ナンバーの自動車の納税証明書は静岡県の財務事務所では発行できるか	静岡県の財務事務所では発行できません。 自動車検査証（車検証）等に記載された使用の本拠の位置となる都道府県の税務担当課へお問い合わせください。
47	納税証明	軽自動車・二輪車の納税証明書は静岡県の財務事務所では発行できるか	静岡県の財務事務所では発行できません。 自動車検査証（車検証）等に記載された使用の本拠の位置となる市町の税務担当課へお問い合わせください。
48	納税証明	口座振替・地方税お支払サイト・スマートフォン決済アプリ・ページで納付したが、納税証明書は発行されるか	納税証明書は発行されません。 現在、運輸支局と静岡県のシステム連携により、継続検査・構造等変更検査（車検）時の自動車税納税証明書の提示は省略できることとなっています。 現在の納税状況は、自動車税納税確認システム（FUJNKS） https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1073032.html から確認できます。○が表示された場合、納税証明書の提示を省略できます。 納付後すぐに継続検査（車検）を受ける等の理由で納税証明書が必要となった場合は、財務事務所窓口又は郵送で請求してください。詳しい請求方法については、こちら https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/nouzei/1011801.html をご覧ください。
50	納付書発行	自動車税の納付書を発行してほしい	所管の財務事務所 https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6 へお越しください。 なお、他県ナンバーの自動車や軽自動車については、納付書は発行できません。 【窓口での請求】 自動車検査証（車検証）の記載内容が分かる状態で、所管の財務事務所 https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6 へお越しください。 【郵送での請求】 自動車税納付書交付請求書 https://www.pref.shizuoka.jp/1066349/1071571/1067805/1072959/1073457.html を所管の財務事務所へ送付してください。請求書には、連絡先の電話番号を必ず記載してください。 ※ 納付期限を過ぎている場合は、延滞金がかかる場合がありますので、所管の財務事務所へお問い合わせください。
51	減免	身体等に障害のある方に対する自動車税の減免を受けたい	申請により自動車税を減免できる制度があります。 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はこちら https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1002334/1011813.html をご覧ください。 それ以外の減免はこちら https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1002334/index.html からご確認ください。

52	減免	障害者減免を受けているが、車を買替えた場合の手続きについて知りたい	減免は障害のある方お1人につき1台（軽自動車、オートバイ、原付等を含む）に限られます。減免を受ける自動車を買い替える場合は、新たに取得する自動車の登録より前に（遅くとも同時に）現在既に減免となっている自動車の廃車（抹消登録：ナンバープレートを運輸支局へ返納する行為）の手続き又は移転登録（名義変更）が必要となります。 新たに取得する自動車の減免申請には、新規申請の手続きが必要となりますので、自動車検査証（車検証）の名義、必要書類、申請時期等についてご注意ください。 新規申請の手続きについて、詳しくはこちら （https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1002334/1011813.html） をご覧ください。 なお、軽自動車税の減免申請については、自動車検査証（車検証）等に記載された使用の本拠の位置となる市町の税務担当課へお問い合わせください。 毎年1月に減免対象者に向けて発送しています。 現況報告書の提出をもって次年度の減免申請となりますので、住所や氏名等の変更の有無にかかわらず、必ず記入して報告期限（1月末）までに提出してください。 お手元の現況報告書のQRコードを読み取り、電子申請により提出することも可能です。 提出がないと減免が取り消され、再度、新規申請の手続きが必要となりますので、ご注意ください。
53	減免	「現況報告書（減免申請書）」が届いたが、どうすればいいか	「生計同一証明書」は、納税義務者（車検証の名義の方）若しくは運転者又はその両方が、減免対象者（手帳をお持ちの方）と生計を同一にしている関係を証明する公的書類です。 減免対象者以外の方が納税義務者や運転者である場合の、減免申請や異動届の提出の際に必要になります。 お持ちの手帳の種類によって、申請できる窓口が異なります。 ＜身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方＞ 市の福祉事務所又は町役場の福祉担当課 （静岡市については、区の福祉事務所、蒲原出張所） （浜松市については、市の福祉担当課） ＜精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方＞ 住所地を管轄する健康福祉センター（保健所） （静岡市については、区の福祉事務所、蒲原出張所） （浜松市については、市の福祉担当課） 証明書の交付基準や必要書類など詳細については、所管の財務事務所では回答しかねますので、各機関にお問い合わせください。 各地区の健康福祉センター（保健所）一覧についてはこちら （https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/fukushicenter/index.html） をご覧ください。
54	減免	生計同一証明書について知りたい	
55	減免	障害者減免を受けているが、申請内容に変更があった場合どのような手続きが必要か	所管の財務事務所 （https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6） にご連絡ください。 変更内容によっては減免が取り消される場合があります。 引き続き減免の要件を満たしている場合は、所管の財務事務所に異動届を提出することにより、継続して減免が受けられます。

58	還付	還付請求権譲渡通知書について知りたい	還付請求権を譲渡したことを証する書面のことをいいます。廃車（抹消登録：ナンバープレートを運輸支局へ返納する行為）した月の翌月(※)10日（10日が土日祝日の場合は、その直前の平日）までに、必要書類を添付の上、所管の財務事務所 https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6 に提出（必着）してください。 ※ 抹消（廃車）登録が4月の場合のみ6月となります。 この手続きにより、還付金に関する通知書は譲受人に送付され、還付金は譲受人の指定した口座に振り込まれます（金融機関(※)窓口で受け取ることもできます）。 ただし、譲渡人に、納付期限を過ぎている未納の県税がある場合は、地方税法の規定により、先にその未納分に充当されます。 書類様式及び詳細については、こちら https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group3 をご覧ください。
59	減免	常時介護証明書について知りたい	「常時介護証明書」は、運転者の方が、減免対象者（手帳をお持ちの方）を常時介護していることを証明する公的書類です。 減免対象者（手帳をお持ちの方）以外の方が運転する場合の、減免申請や異動届の提出の際に必要になります。 お持ちの手帳の種類によって、申請できる窓口が異なります。 ＜身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方＞ 市の福祉事務所又は町役場の福祉担当課 （静岡市については、区の福祉事務所、蒲原出張所） （浜松市については、市の福祉担当課） ＜精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方＞ 住所地を管轄する健康福祉センター（保健所） （静岡市については、区の福祉事務所、蒲原出張所） （浜松市については、市の福祉担当課） 証明書の交付基準や必要書類など詳細については、所管の財務事務所では回答しかねますので、各機関へお問い合わせください。 各地区の健康福祉センター（保健所）一覧についてはこちら https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/fukushicenter/index.html）をご覧ください。
60	納付書発行	納税通知書を紛失してしまったが、どうすればよいか	財務事務所にて納付書の発行が可能です。 自動車検査証（車検証）の記載内容が分かる状態で、所管の財務事務所 https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6 へお問い合わせください。
61	納付方法	納付期限を経過してしまったが、どうすればよいか	金融機関窓口（https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030366.html）での納付、スマートフォン決済アプリやクレジットカードによる納付は可能です。なお、コンビニエンスストアではコンビニエンスストア使用期限までは納付することができます。コンビニエンスストア使用期限は、バーコード下に記載のある日付です。 なお、納付期限を過ぎますと延滞金がかかる場合があります。詳しくは、所管の財務事務所 https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6 へお問い合わせください。 ※ 当年度の7月までは自動車税担当、それ以降は納税担当へお問い合わせください。

62	自動車税全般	自動車税の納税義務者が死亡した場合はどうすればよいか	納税義務者が亡くなられた場合は、当該年度中に運輸支局で「移転（名義変更）」または「廃車（抹消登録：ナンバープレートを運輸支局へ返納する行為）」の手続きを行ってください。 また、当該年度分の自動車税が未納の場合、その納税義務は相続人が承継しますので、相続人（代表者）を所管の財務事務所 https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6）へ書面により報告していただく必要があります。 詳しくは、自動車検査証（車検証）の記載内容が分かる状態で、所管の財務事務所へお問い合わせください。
63	自動車税全般	自動車税環境性能割について	自動車取得時に課税されていた自動車税環境性能割は、令和8年度税制改正に伴い、令和8年3月31日をもって、廃止されました。
64	自動車税全般	引っ越したがどのような手続きが必要か。	普通自動車を所有されている方が転居したときは、運輸支局にて自動車検査証（車検証）の住所変更の手続きを行ってください（住民票の異動だけでは変更されません）。詳しくはこちら https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1069788.html）をご覧ください。
65	自動車税全般	納付期限までに納付できないため、納付の時期や方法について相談したい。	法で定める期限でありますので、通知書に記載の納期限までに必ず納めてください。後日、納付がない場合に発付される督促状でも納付いただけない場合は、法の定めにより滞納処分（財産の差押等）を行います。 なお、滞納処分については、所管の財務事務所の納税課 https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/tainou/1066144.html）へお問い合わせください。
66	売却・廃車	自動車を売却・譲渡し、買い替えたが自動車税はどうなるか。	自動車税は自動車1台ずつに発生する税金です。自動車を譲渡（売却）した場合でも、自動車税は当該年度の4月1日午前0時現在で運輸支局に登録されている所有者に課税されますので、取引先などと相談して納期限までに納付してください。 廃車（抹消登録：ナンバープレートを運輸支局へ返納する行為）された場合は、抹消登録の翌月から翌3月までの分に相当する月割税額分が減額されます。減額により還付金が発生した場合、納税義務者の方に還付金に関する通知書が送付されます。ただし、還付請求権に係る譲渡が行われている場合や他の県税の未納分への充当が行われる場合もあります。なお、名義変更（移転登録）のみの場合は減額されませんのでご注意ください。詳しくはこちら https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group3）をご覧ください。
67	自動車税全般	自動車税に関する問合せ先（所管の財務事務所）を確認したい。	こちら https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6）をご覧ください。 なお、お問い合わせの際は自動車の登録番号（ナンバー）、住所、氏名をお伝えください。 納税の確認でしたらWEBページにて確認が可能です。自動車検査証（車検証）の記載内容（登録番号（ナンバー）及び車台番号）が分かる状態で、こちらのページ https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1073032.html）からご確認ください。
68	自動車税全般	バイク・軽自動車の税金について知りたい。	軽自動車税（軽自動車・自動二輪車）は市町村税となります。自動車検査証（車検証）等に記載された使用の本拠の位置となる市町の税務担当課へお問い合わせください。
69	減免	障害者減免を申請しているが、納税通知書が届いた。	障害者減免は原則として45,000円（グリーン化税制対象車はグリーン化税制適用後の額）が減免の上限額です。自動車税がこれを超える場合は、差額（納付額）が記載された納税通知書が届きます。また、減免申請後は行き違いにより納税通知書が届くことがあります。 なお、車両を入れ替えた場合は、改めて新規の減免申請をする必要がありますので、こちら https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1002334/1011813.html）をご確認ください。障害者手帳備考欄のスタンプをご確認いただき、申請状況が不明な場合は所管の財務事務所 https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6）へお問い合わせください。

70	納付方法	納税義務者以外のクレジットカードやスマートフォン決済アプリで納付できるか。	その方の承諾があれば、納税義務者以外の方がお持ちのクレジットカードやスマートフォン決済アプリを使って納付することも可能です。
71	納付方法	クレジットカードやスマートフォン決済アプリでの納付時の決済手数料について知りたい。	地方税お支払サイトからクレジットカードを利用して納付する場合、別途システム利用料がかかります。金額についてはこちら (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/nofu/1011881.html) をご確認ください。 また、スマートフォン決済アプリを利用して納付する場合、決済事業者によっては手数料が発生する場合があります。詳しくは各事業者へ直接お問い合わせください。
72	納付方法	地方税お支払サイトでの納付手続きができない。	お支払サイトからのメールが迷惑メールフォルダに振り分けられている、動作環境が推奨外、などの原因が考えられます。詳しくは地方税お支払サイトのサポートページ (https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=support) をご覧ください。
73	自動車税全般	古い住所、氏名、登録番号の納税通知書が届いた。	自動車税納税通知書には4月1日時点で登録されている情報が記載されます。ご自身のものに間違いなければそのまま納付して問題ありません。 なお、住所・氏名が変わった場合は、運輸支局にて自動車検査証（車検証）の変更の手続きが必要です。詳しくはこちら (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1069788.html) をご覧ください。
74	自動車税全般	車検が切れていても自動車税は課税されるか。	検査有効期限を経過して使用されていない自動車であっても、4月1日午前0時現在で自動車に登録番号が付与されている場合は、自動車税の課税対象となります。使用していない自動車については速やかに運輸支局にて廃車（抹消登録：ナンバープレートを運輸支局へ返納する行為）の手続きを行ってください。
75	自動車税全般	納税通知書の送付先を変更したい。（法人の場合）	納税通知書の送付先は原則として自動車検査証（車検証）に記載のある住所です。住所が変わった場合、自動車検査証（車検証）に記載の住所を転居後15日以内に変更する事が法律で義務づけられています（登記だけでは変更されません）。運輸支局にて自動車検査証（車検証）の住所変更の手続きを行ってください。 法人登記している場合は、法人課税担当 (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/1050476/1011832.html) へ、諸事情により登記が変更できない場合は自動車税担当 (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6) へそれぞれお問い合わせください。
76	自動車税全般	電気自動車・プラグインハイブリッド車には税制上の特例はあるか。	電気自動車やプラグインハイブリッド車も自動車税の課税対象です。ただし、自動車税のグリーン化により、新車新規登録された翌年度に限り、標準税率から概ね75％軽減する「軽課」が適用されます。なお、ガソリンハイブリッド車には軽課の適用はございません。
77	減免	障害者に対する減免以外に自動車税が減免される制度はあるか。	通学用バスや障害福祉サービス事業に用いる自動車等、一定の要件を満たす自動車には自動車税の減免制度があります。詳しくはこちら (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1002334/index.html) をご覧ください。
78	自動車税全般	チャットボットの利用方法が知りたい。	このチャットボットでは自動車税の一般的な質問に回答します。キーワードを入力すると質問候補が表示されます。知りたい内容の質問が表示されない場合は、「上記に存在しない」を選択するか、別の言葉を入力してください。なお、個別の車両や個人に関わる具体的な内容については所管の財務事務所 (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6) へお問い合わせください。 ご利用後はアンケート (https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/user_loginDispNon?tempSeq=18554&accessFrom=) へのご協力をぜひよりしくお願いします。
79	自動車税全般	予納について知りたい。	自動車税の納税通知書は課税年度の5月上旬に発送されますが、県内の財務事務所では4月中旬から納付（予納）することができます。自動車検査証（車検証）の記載内容が分かる状態で、所管の財務事務所 (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6) へお越しください。納付ができるのは県内ナンバーの普通車に限ります。

80	納付書発行	自動車税を廃車（抹消登録：ナンバープレートを運輸支局へ返納する行為）したので月割額で納めたい。	自動車税納税通知書には年税額が記載されているため、納税通知書ですでに納付いただいた方には抹消月以降の減額分を後日還付いたします。 月割額で納める場合は、お手数ですが所管の財務事務所 (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6)へ納付書交付請求書 (https://www.pref.shizuoka.jp/1066349/1071571/1067805/1072959/1073457.html) をご提出ください。なお、抹消が確認できない場合は月割額の納付書は発行できませんのであらかじめご了承ください。
81	税額照会・納税確認	納付してからFUJNKS（静岡県自動車税納税確認システム）に反映されるまでの時間が知りたい。	概ね3～5営業日後に反映されますが、納付方法によっては2週間ほど時間がかかる場合があります。車検の有無にかかわらず、納期限に余裕をもった納付手续をお願いします。 なお、納期限日までは前年度分までの納税情報で車検（継続検査・構造変更）の可否を判定するため、当該年度分の納税情報が反映されるのは納期限日翌日以降となります。
82	納付方法	コンビニエンスストアでの納付について知りたい。	自動車税は、納税通知書に記載の使用期限まではコンビニエンスストアで現金により納付することができます（コンビニエンスストアではスマートフォン決済アプリやクレジットカードはご利用いただけません）。詳しくはこちら (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/nofu/1011799.html) をご覧ください。
83	自動車税全般	納税通知書の見方を知りたい。	
84	税額照会・納税確認	FUJNKS（静岡県自動車税納税確認システム）にて「納税証明書の提出を省略できます」となっているが、当年度分は納付済みということでしょうか。	FUJNKS（静岡県自動車税納税確認システム）は、納税証明書（車検用）の交付を受けなくても、車検（継続検査・構造変更）が受けられるかどうかについて、WEBサイト上で確認できるシステムです。当年度納期限が到来するまで（通常5月末日）は前年度分の納税状況を反映しており、当該年度分の納税状況については、所管の財務事務所 (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html#group6)へお問い合わせいただくか、納税通知書の控えや各種決済サービスの履歴を確認してください。
85	税額照会・納税確認	自動車税額が異なるが、税額の決定方法について知りたい。	自動車税は自動車検査証（車検証）に記載のある「車種」「排気量」「用途（営業用or家用）」「初度登録年月」などを元に決定しています。同一の自動車でも「用途」や「初度登録年月」が異なる場合は、税額が異なる場合がございます。税額については自動車検査証（車検証）を準備のうえこちら (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1011818.html) をご確認ください。登録時の状況については取引先へお問い合わせください。
86	還付	還付の手続きについて知りたい。	還付金が発生した場合、納税義務者の方に還付金に関する通知書を送付しますので、別途還付に係る申請等を行う必要はございません。還付金に関する通知書は、廃車（抹消登録：ナンバープレートを運輸支局へ返納する行為）等の事実が発生した翌月末頃に発送されます。 還付金の受領について、口座登録済の方は口座に振り込まれます。それ以外の方は、県が指定する金融機関にその通知にある「送金通知書」を提出していただくことで、還付金が受領できます。 ※ 還付金を受け取る方に、納付期限を過ぎている未納の県税がある場合は、地方税法の規定により、その未納分に充当されます。 ※ 「還付請求権譲渡通知書」を提出している場合は、譲渡先に還付されます。